

Q4 いじめの問題に対応する上で、関係機関との連携をどのように図ったらよいか。

A： 学校だけでは対応しきれないいじめの問題に対しては、関係者や関係機関と協力し合い、問題解決のために相互支援をすることが重要である。

ここでは、警察や福祉各機関等との連携の在り方について、『いじめ』の理解と対応（改訂版）（平成24年12月 栃木県教育委員会）の16ページから引用し紹介する。

いじめには人間関係、生活環境や生育歴等、様々な要因が絡み合っていることがあり、学校だけの解決が困難なものもあります。それらの課題を適切に解決し、いじめの解消を図るには、学校以外の関係機関との連携が必要です。連携では、単なる情報の交換だけではなく、相互に一体的な対応を行うこと（行動連携）が重要です。日常の取組の中でも、緊急対応における場合にも、それぞれの関係機関の特徴を理解し、必要に応じた連携が図れる組織づくりが求められます。

(1) 警察との連携

暴行や脅迫等を伴ういじめや、ネットによるメールや掲示板での誹謗・中傷行為は犯罪行為です。いじめられている子、いじめている子双方の保護、健全育成のためにも警察との連携は重要です。

特に

- 児童生徒の生命身体の安全が脅かされる事案
- 犯罪等の違法行為がある事案

など、学校長が警察への連絡が必要と認めたものについては、管轄の警察署へ連絡の上、連携協力し、児童生徒の安全確保、健全育成を図ります。

(2) 福祉関係との連携

いじめの背景には、家に居場所がない不安感や、不安定な生活環境、しつけができないなどの養育困難、虐待等、家庭に原因があることもあります。

特に

- 家庭の養育に関する指導・助言
- 児童生徒の生活・環境の状況把握

など、児童相談所や市町福祉関係課、民生委員、児童委員等と連携を図りながら、家庭を含めた児童生徒の健全育成を図ります。

(3) 医療機関との連携

いじめられていた子は、いじめが解消された後も不安な気持ちが残りに、引きこもりや不登校になる心配もあります。

特に

- 精神保健に関する相談
- 精神症状についての治療、指導・助言

など、医療機関と連携して適切な指導を受け、精神の安定と改善を図ります。

(4) 教育委員会との連携

保護者への対応、上記関係機関との調整など、学校だけで体制づくりが難しいこともあります。

特に

- ケース会議の開催、サポートチームの編成
- 関係機関との連絡・調整、相談員・支援員の配置

など、まずは教育委員会と連携し、組織体制を整えて問題に取り組むことが大切です。